東海道新幹線利用の訪日客を対象とした名古屋をゲートウェイとする広域周遊促進事業
FAM トリップ運営管理等業務委託 仕様書

１ 業務の趣旨

本業務は、豪州・米国をはじめとする英語圏市場において送客力を有するランドオペレーター及び旅行会社を対象に、名古屋を拠点とした広域周遊の魅力を体感する FAM トリップを実施し、旅行商品の造成及び販売促進につなげることを目的とするものである。

英語圏市場においては、東京・大阪を起点とした旅行が主流であり、名古屋での下車・宿泊や中央日本エリアへの周遊は限定的な状況にある。このため、実際に現地を視察・体験する機会を提供し、観光資源や周遊ルートの具体的な理解を促進するとともに、商品化に向けた実務的な検討を促す必要がある。

本業務では、名古屋市を起点に愛知県及び岐阜県を中心とした広域エリアにおいて、交通利便性、観光資源、体験コンテンツ等を組み合わせた行程を設計し、参加者が旅行商品として造成・販売しやすい視点での視察・体験機会を提供する。

あわせて、東海旅客鉄道株式会社等の交通事業者とも連携し、ゴールデンルート上の移動利便性を踏まえた広域周遊の実現可能性を提示することで、名古屋を拠点とした周遊商品の造成を促進し、将来的な来訪者の拡大及び滞在の長期化につなげるものである。

２ 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 9 月 30 日（水）まで

＜スケジュール（予定）＞

年　月	項　目
令和 8 年 6 月 18 日（木）	契約締結
7 月末～8 月末	FAM トリップ実施
9 月下旬	事業報告

３ 事業概要

実施時期：令和 8 年 7 月末～8 月末（2 泊 3 日程度を想定）
対象者：豪州・米国市場向け在日ランドオペレーター/旅行会社等（10～15 名程度）
実施エリア：愛知県（名古屋市等）及び岐阜県（岐阜市、高山市等を想定）
主催：公益財団法人名古屋観光コンベンションビューロー

４ 委託業務の内容

（１）行程設計・管理

ア　行程は、名古屋観光コンベンションビューロー（以下、ビューロー）が提示する方向性を踏まえ、以下の要素を満たす形で設計すること。

【構成要件】

- 愛知県内観光コンテンツ（都市型観光、ナイトタイム、食等）
- 岐阜県内観光コンテンツ（自然・文化・歴史資源等）
- 広域周遊ルート（愛知⇔岐阜の動線を意識した構成）
- インバウンド向け体験コンテンツ（ガイド付き、文化体験等）
- 宿泊施設（インバウンド受入実績のある施設）
- 食事（地域性・ストーリー性を有する内容）

イ　OTA での販売を見据えた「商品化しやすい行程」とすること。

ウ　添乗用台本及び当日運営スケジュールを作成すること。

エ　安全管理体制（緊急連絡網、保険加入等）を整備すること。

（２）招請対象者の設定・調整

ア 豪州・米国市場に強みを持つ在日ランドオペレーター及び旅行会社を対象として候補リストを作成すること。

イ ビューローと協議のうえ、最終参加者の選定に必要な情報整理を行うこと。

（３）添乗員及び通訳ガイドの手配

ア 全行程に同行する添乗員を配置すること。

イ 英語対応可能な通訳ガイドを必要数手配すること。

（４）交通手配

ア 行程に必要な車両（貸切バス等）を手配すること。

イ 東海旅客鉄道株式会社等との連携により鉄道移動を組み込む場合は、ビューローと調整のうえ対応すること。

（５）宿泊・食事手配

ア 参加者の宿泊施設を手配すること（原則シングル利用）。

イ 食事については、食文化体験としての価値を有する内容とすること。

（６）視察・体験コンテンツの手配

ア 愛知県及び岐阜県の観光資源をバランスよく組み込むこと。

イ 各施設との調整、予約、支払い等を行うこと。

ウ 商品造成につながる説明・体験内容を設計すること。

（７）広域連携の視点の反映

ア 愛知県と岐阜県の連携による周遊性を意識した構成とすること。

イ 両県の観光資源の相互補完性（都市×地方、文化×自然等）を明確に打ち出すこと。

（８）資料作成

ア 参加者用行程表（英語）を作成すること。

イ 各視察先の概要資料（英語）を作成すること。

（９）アンケートの実施

ア 参加者へのアンケートを実施すること。

イ 商品造成意向、販売意欲等を把握し分析すること。

（１０）記録・報告
　ア 写真等による記録を行うこと。
　イ 実施報告書を作成すること。

5 成果物の提出
　事業報告書
　・行程表（英語）
　・実施報告書
　・アンケート結果及び分析

6 その他
（１）受託者は、ビューローが実施する事業を把握し、それぞれの事業と連携して相乗効果を発揮するよう努めること。
（２）本仕様書は委託内容の大要を示すものであり、その他軽微な事項及び本書に記載のない事項であっても、契約金額の範囲内で実施すること。
（３）受託者は、業務上において疑義が生じた場合はビューローに報告し、協議の上で業務を遂行すること。なお、ビューローと受託者の協議にかかる最終判断はビューローが行うものとする。
（４）ビューローが提供した資料については業務終了時までに返却すること。

7 受託者の義務
（１）受託者は、業務上必要な事項を熟知の上、法令規則、本仕様書、別記にある特約条項等及びビューロー職員との協議により業務を行うこと。
（２）一括再委託の禁止 受託者は、本事業の全部を一括して再委託できない。なお、本事業の適正な履行を 確保するため、受託者が本事業の一部を再委託する場合には、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を提出し、ビューローの承認を受けること。
（３）信用失墜行為の禁止受託者は、名古屋市及びビューローの信用を失墜する行為をしてはならない。再委託を行った場合は、再委託先も同様とする。
（４）受託者は、本事業において知り得た情報について、管理・保管に十分留意するとともに、外部へ漏洩させないこと。再委託を行った場合は、再委託先も同様とし、その管理監督責任は受託者が負うものとする。また、別記「公益財団法人名古屋観光コンベンションビューロー個人情報取扱注意事項」を遵守すること。
（５）本業務における成果物及びその著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条 から第 28 条までに規定する権利をいう）は、無償でビューローに帰属するものとする。
（６）本業務における成果物は、著作権等の処理を済ませた上で納入すること。なお、著作権等に関する紛争が生じた場合は、すべて受託者の責任と負担で対応すること。

（７）他者の著作権等を侵害することのないよう、十分配慮すること。
（８）妨害又は不当要求に対する届出義務受託者は、契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を 請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要 求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、発注者へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。また、受託者が前項に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。
（９）障害者を理由とする差別の解消の推進受託者は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）及び愛知県障害者差別解消推進条例（平成 27 年愛知県条例第 56 号）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領（平成 28 年 1 月策定。以下「対応 要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。また、適切な対応を行うに当たって対応要領にて示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。なお、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第 11 条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。
（10）本事業の実施にあたっては、事前にビューローと十分に調整すること。また、受託期間中を通じ、進捗状況や今後の進め方等について逐次ビューローに報告するとともに、必要に応じて打合せを実施すること。
（11）受託期間中は、業務の経過全般を常に把握している専任の担当者（ビューローとの連絡調整担当者）を配置し連絡調整、打合せ等を実施すること。
（12）本事業を遂行する上で必要な一切の経費は、受託者が負担すること。

８ 問い合わせ先

（公財）名古屋観光コンベンションビューロー
観光部　国際グループ
担当：戸松、上野
〒460-0008 名古屋市中区栄二丁目 10 番 19 号
名古屋商工会議所ビル 11 階
TEL：（052）202-1680　FAX：（052）231-0922
E-mail：intl@ncvb.or.jp